

お知らせ

～ 霜注意報の発表について ～

本年の長崎県における晩霜に対する霜注意報の実施開始日は、次のとおりです。

		通常	今年
長崎県	(北部、南部、五島)	3月15日から	3月1日から
	(壱岐・対馬)	3月20日から	変更なし

その他の九州各県における晩霜に対する霜注意報の実施開始日は、以下のとおりです。

平成29年 遅霜に対する霜注意報発表の実施開始日

県名 (一次細分区域名)	通常	今年
山口県	3月20日から	変更なし
福岡県	3月15日から	3月1日から
佐賀県	3月15日から	3月1日から
熊本県	3月20日から	変更なし
大分県	3月20日から	変更なし
宮崎県	3月20日から	変更なし
鹿児島県 (薩摩、大隅)	3月10日から	3月1日から

- ※ 鹿児島県種子島・屋久島地方および奄美地方の霜注意報の実施期間は設定していません。
- ※ 早霜、晩霜に対する霜注意報の実施期間については、農作物の発芽・生育等を考慮しています。

《本件に関する問い合わせ先》
長崎地方気象台 調査官(前田)
電話 095-811-4862